

納税通知書が送達される時までの申告が要件となる制度について

個人住民税の税額は、原則として確定申告書（一部、市県民税申告書を含みます）に記載された内容に基づいて算定しますが、以下のものについては、「納税通知書が送達される時まで」に確定申告書が提出された場合に限り適用する旨が規定されています。つきましては、毎年3月15日までの期限内申告にご協力ください。

内 容	該当条文
上場株式等に係る配当所得等	法第32条第13項、第313条第13項
特定口座内（源泉徴収有）の上場株式等に係る譲渡所得等	法第32条第15項、第313条第15項
青・白色専従者給与の必要経費算入	法第32条第3項・6項、第313条第3項・6項
特定居住用財産の譲渡損失及び繰越控除	法附則第4条の2第3項・第4項・第9項・第10項
居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	法附則第4条第3項・第4項・第9項・第10項
住宅借入金等特別控除（平成30年度分まで）	法附則第5条の4第3項・第8項、法附則第5条の4の2第2項・第7項
肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例	法附則第6条第1項・第4項
居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例	法附則第34条の3第2項・第4項
特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例	法附則第35条の2の3第3項・第7項
上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除	法附則第35条の2の6第1項・第5項・第11項
特定中小会社の株式譲渡所得（損益通算及び繰越損失を含む）	法附則第35条の3第2項・第3項・第5項・第12項・第13項・第15項
先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除	法附則第35条の4の2第1項・第7項